

2005年9月15日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者居宅生活支援事業の実施に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2005年9月2日付けで諮問（第153号）された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者居宅生活支援事業の実施に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させることの必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

福祉健康部内各種業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用すること並びに本人通知の省略について、平成14年12月に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、対象者が延べ30万人と多人数で一定期間に本人から収集することが物理的に困難であること、各種サービスの提供は法令上の基準を満たすことを確認し、受給可否を判断する必要から他

課の関連業務の情報は不可欠であり、福祉健康部の他の行政目的で収集された個人情報を利用することが合理的であり、必要性を認めるとの答申を平成15年5月に得たものである。

(2) 目的外に利用させる必要性について

今回目的外に高齢福祉課に利用させる個人情報は、被虐待高齢者又は虐待者が精神障害者である場合の当該精神障害者の居宅生活支援サービスに係る情報であって、当該個人情報を本人から収集することは、虐待者がその事実を知ることによりその虐待行為を増長するおそれがあることから、目的外に利用させる必要があると考えるものです。

(3) 本人通知の省略について

目的外に利用させることは、高齢者虐待を防止するため早期の発見及び早期の対応を図ることを目的とするものであって、被虐待高齢者の生命・身体を守ることになり、この場合において本人に通知しないことが本人の不利益となるものではなく、通知することにより虐待者の情報ともなり、虐待者がその事実を知ることにより被虐待高齢者への虐待行為を増長するおそれがあることから本人への通知を省略したい。

(4) 目的外に利用させる個人情報

被虐待高齢者及び虐待者の精神障害者居宅生活支援福祉サービス受給状況

(5) 個人情報の提供方法

該当する者の福祉サービス受給状況の詳細情報を紙ベースで高齢福祉課に提供するもの。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)及び(2)の判断をするものである。

(1) 目的外に利用させることの必要性について

本業務の目的は、高齢者虐待の早期発見とその早期対応を図ることであり、本人から直接相談を受ける以外ではケアマネージャー又はホームヘルパー等からの通報により虐待が存在する可能性を知るものであって、当該被虐待高齢者及び虐待者に係る個人情報を収集することは、事実を確認するうえで必要不可欠なものである。

また、本人からの同意が得られないことにより虐待行為の発見が遅れることは虐待者が被虐待高齢者への虐待行為を重ねるおそれにつながることであり、本業務の執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、被虐待高齢者及び虐待者が精神障害者である場合においては、当該精神障害者に係る個人情報を目的外に利用させる必要性は認められる。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について

本業務で取り扱う被虐待高齢者の情報は、被虐待高齢者及び虐待者それぞれに係る個人情報であり、虐待者がその事実を知ることにより被虐待高齢者に対する虐待行為を重ねるおそれ、虐待行為が潜在化するおそれがあることから、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上